

重点的に取り組むこと 4

男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶

【現状と課題】

全ての人には、安全、安心に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きいものであり、また、配偶者等からの暴力がその子どもにも深刻な影響を及ぼすことがあるなど、被害者のその後の人生に大きな支障を来し、貧困や様々な困難にもつながることがあります。

そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアルハラスメント、性犯罪・性暴力等の性別に起因する暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しています。女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき喫緊の課題であり、そのためには、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせません。

さらにソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用した若年層が当事者となりやすい交際相手からの暴力(デートDV)など性別に起因するあらゆる形態の暴力は一層多様化していることとともに、子どもや男性の被害者の動向への注視も必要です。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生命や生活に大きな影響を及ぼし、とりわけ女性への影響が深刻であることが指摘され、生活不安・ストレスによる、配偶者からの暴力の増加や深刻化が懸念されました。

本市においては、平成27年4月に「配偶者暴力相談支援センター」の指定を機に、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づき、専門相談員の設置や庁内外の関係部署・機関との連携などの取組の充実強化を図ってきました。

意識調査によると、「配偶者からの暴力を受けた経験」について、「身体的暴力」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」を受けたことがある(何度もあった+1・2度あった)人の割合は25.8%(女性32.0%・男性16.7%)となっており、前回意識調査と比較すると「心理的攻撃」と回答した割合が、2.5ポイント増加している一方で、「性的強要」は、2.9ポイント減少しています。また、「交際相手からの暴力被害経験(デートDV)」を受けたと答えた人の割合は16.0%(女性20.7%・男性9.1%)となっています。

「相談の有無」については、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」38.4%と回答した割合が最も高く、また、その理由の中には、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」という回答があり、どちらも前回意識調査から4ポイント以上増加しています。また、「市の相談窓口(市民相談や女性相談など)」に相談した人の割合も0.8%に止まっており、配偶者等からの暴力についての認識や相談窓口の周知が十分に浸透しているとは言えない状況であり、暴力被害者の潜在化が懸念されます。

このような現状を踏まえ、条例第3条第1項(男女の人権の尊重)の規定に基づき、性別に起因する暴力の背景や構造についての正しい理解と、暴力は決して許されない行為であることの意識の定着を図る広報・啓発活動の推進を基盤に、被害者の潜在化傾向に注視し、被害者の早期発見に向けた相談につながりやすい環境づくり、安全と安心を確保する適切・迅速な保護対応、相談員の相談スキル向上等による相談体制の充実等、関係機関・関係団体、関係課との連携の強化を図り、被害者の状況や心情に寄り添い切れ目のない被害者支援に取り組む必要があります。

【配偶者等からの暴力を受けた経験のある人の状況】

(出所)平成29・令和4年実施:始良市男女共同参画社会についての市民意識調査

		平成29年		令和4年	
暴力の種類	経験の頻度	女性	男性	女性	男性
身体的暴力	1・2度あった	13.3%	8.6%	14.2%	7.8%
	何度もあった	4.2%	0.9%	5.1%	1.0%
心理的攻撃	1・2度あった	7.4%	8.4%	10.3%	6.8%
	何度もあった	8.4%	3.2%	9.6%	5.1%
性的強要	1・2度あった	9.2%	2.9%	3.7%	2.0%
	何度もあった	3.8%	0.3%	5.4%	0.0%
経済的圧迫	1・2度あった	—	—	4.2%	1.7%
	何度もあった	—	—	4.9%	1.7%

※「経済的圧迫」は、平成29年については項目なし。

【交際相手から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」のいずれかの暴力を受けた経験のある人の状況】

(出所)令和4年実施:始良市男女共同参画社会についての市民意識調査

	令和4年	
	女性	男性
あった	20.7%	9.1%
なかった	72.1%	82.1%
無回答	7.2%	8.8%

【取組の方向 1】 性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない社会環境の醸成を図る取組の推進

男女共同参画施策	内容	担当課
<p>29 性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない意識の定着を図る広報・啓発</p>	<p>配偶者等からの暴力、セクシュアルハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等性別に起因する暴力についての正しい理解と意識の定着が図られるよう、広報紙・ホームページ等への記事掲載や、「女性に対する暴力をなくす運動」等国・県・関係機関と連動するキャンペーンの実施、「人権週間」を通じた情報発信、条例第9条(公衆に表示する情報に関する留意)の規定に基づく暴力を助長する表現の影響についての周知、性別に起因する暴力についての講座の実施、県・他市町・関係機関等が実施する講座等の学習機会の提供、広報・啓発活動に取り組みます。</p> <p>取組に当たって、条例第3条第1項(男女の人権の尊重)の規定に基づき、提供する情報・学習の内容に、性別に起因する暴力が、基本的人権を侵害する行為であること及び性別による不平等など社会における構造化された両性の関係から生み出されていくこと(ジェンダーの視点)を明確にするとともに、それらにおける表現がジェンダーを助長するものでないよう特段の注意を払います。</p>	<p>企画政策課 子どもみらい課</p>
<p>30 子どもや若年層の被害の未然防止及び被害者支援の基盤となる啓発</p>	<p>教職員・幼稚園教諭、保育士等子どもに関わる関係者に対し、子どもが育つ家庭環境に配偶者からの暴力が存在することは、児童虐待にあたること、「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「児童虐待防止法」という。)に基づく通告制度、加害者による子どもの連れ去りや不当な接触に対応する、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法*」という。)に基づく保護命令制度についての周知徹底を図るとともに、子どもが性犯罪の被害を受けている現状等社会的動向について、広く市民の関心を喚起する情報発信を行います。</p> <p>また、若年層が当事者となりやすい交際相手からの性別に起因する暴力の未然防止に向けて、学校における、男女の対等な関係や自己尊重に基づく自己肯定感を培うことの大切さを学ぶ人権教育・男女平等教育を通じて、性別に起因する暴力が、基本的人権を侵害する行為であること、その根底には性別への偏見や差別的取扱いがあることについて、児童生徒の発達段階に応じた理解促進を図る教育・学習が行われるよう、</p>	<p>企画政策課 子どもみらい課 学校教育課 社会教育課</p>

	教職員等学校関係者への情報提供、学習機会の提供等啓発に取り組めます。	
31 性暴力・性犯罪、ストーカ行為の被害者支援に向けた関係機関との連携強化を図る体制の充実	<p>性暴力・性犯罪、ストーカ行為の被害者支援に向けて、関係法による援助や加害行為への法的措置による早期の安全・安心が確保されるよう、あらゆる分野の相談に携わる職員、相談員、人権擁護委員、民生委員・児童委員等に、被害認知時における関係機関との適切・迅速な連携を図る対応の確認を行うとともに、早期発見に資するよう市における相談対応の充実に取り組めます。</p> <p>取組に当たって、相談対応、事案認知から関係機関につなぐ過程において、二次被害*が起らないよう、条例第3条第1項(男女の人権の尊重)の規定に基づき、被害者の尊厳の回復を念頭に置き、被害者の心情や状況に対し、受容し寄り添う姿勢での対応に留意し、被害者の安全を守る個人情報の保護と守秘義務の徹底を図ります。</p>	子どもみらい課 生活福祉課 市民相談センター
32 あらゆる場におけるセクシュアルハラスメントの防止・被害者支援に向けた基盤づくり	<p>あらゆる場で起こるセクシュアルハラスメントは、依然として、基本的人権を侵害する人権の問題であることについての認識が十分に浸透していない状況がみられる中、個人的問題として矮小化され、潜在化する傾向にあり、防止と被害者支援に向けた基盤となる広報・啓発により、広く市民の理解と意識の浸透を図るとともに、女性相談における相談対応の充実に取り組めます。</p> <p>相談対応、事案認知から関係機関につなぐ過程において、二次被害が起らないよう、条例第3条第1項(男女の人権の尊重)の規定に基づき、被害者の尊厳の回復を念頭に置き、被害者の心情や状況に対し、受容し寄り添う姿勢での対応に留意し、被害者の安全を守る個人情報の保護と守秘義務の徹底を図ります。</p> <p>また、市及び教育委員会においても、相談窓口の明確化と機能充実、研修の実施等により一層の取組を進めます。</p>	企画政策課 人事課 学校教育課 市民相談センター

【取組の方向 2】 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援体制の充実

男女共同参画施策	内容	担当課
<p>33 被害者の安心と安全を確保する適切・迅速な保護対応の充実</p>	<p>保護する必要がある被害者の早期の安全確保のために、関係機関との連携による一時保護*施設への入所、「始良市配偶者からの暴力及びストーカー行為等被害者支援事業実施要綱」に基づく一時避難先の確保、警察との協議による緊急通報装置貸出制度、住民基本台帳事務における住民基本台帳の閲覧等の制限等の支援措置など適切な対応を図ります。</p> <p>また、災害時の避難所における被害認知において保護する必要がある場合など、多様な被害状況に対応する保護体制についての検討を行います。</p>	<p>デジタル行政推進課 税務課 危機管理課 市民課 健康保険課 子どもみらい課 長寿・障害福祉課 生活福祉課</p>
<p>34 被害者の早期発見に向けた相談につながりやすい環境づくり</p>	<p>「配偶者暴力防止法」に基づく通報制度により早期発見に向けた協力・連携が要請される保健・医療機関、学校関係者等への法制度の周知等、支援を行います。</p> <p>また、人権擁護委員、民生委員・児童委員、幼稚園・保育所関係者、育児・介護サービス提供者、あらゆる分野の相談に携わる職員や地域における見守り支援活動や防犯・安全活動に関わる自治会・校区コミュニティ協議会、NPO等様々な団体に、配偶者からの暴力に関する情報提供、県・関係機関等が実施する研修等の学習機会の提供を行い、「児童虐待防止法」に基づく通告制度により配偶者等からの暴力の影響を受けている被虐待児童の認知を通じた被害者の早期発見による被害者の安全・安心の確保に取り組めます。</p> <p>また、公共施設等のトイレに早期発見・救済に向けた相談カードを設置します。</p> <p>情報、学習機会の提供に当たって、早期発見への協力支援を要請する全ての関係者に対して、二次被害が起こらないよう、条例第3条第1項(男女の人権の尊重)の規定に基づき、被害者の尊厳の回復を念頭に置き、被害者の心情や状況に対し、受容し寄り添う姿勢での対応に留意すること、被害者の安全を守る個人情報の保護と守秘義務の徹底についての周知を図ること、事案に対応する可能性のある全ての職員に対して、通報者の氏名等に関する個人情報保護の徹底を図ります。</p> <p>また、事案認知時、関係機関との必要に応じた連携を図り、被害者の安全確保に向けた適切・迅速な対応を行います。</p>	<p>企画政策課 健康保険課 子どもみらい課 長寿・障害福祉課 生活福祉課 消防警防課</p>

<p>35 配偶者からの暴力による子どもへの影響に対する支援</p>	<p>子どもが育つ家庭環境に配偶者からの暴力が存在することは、児童虐待に当たることについて関係者への周知徹底を図り、「児童虐待防止法」に基づく通告制度により配偶者等からの暴力の影響を受けている被虐待児童の発見、加害者による連れ去りや不当な接触に対応する、「配偶者暴力防止法」に基づく子どもに対する接近禁止命令制度*の適切・迅速な運用により被害を受けている親子の早期の安全・安心の確保、尊厳の回復に向けた、関係機関との連携による支援を行います。</p> <p>取組に当たって、事案認知から関係機関につなぐ過程において、条例第3条第1項(男女の人権の尊重)の規定に基づき、子どもの心情や状況に対し、受容し寄り添う姿勢での対応に留意し、被害者の安全を守る個人情報の保護と守秘義務の徹底を図ります。</p>	<p>子どもみらい課 学校教育課</p>
<p>36 交際相手からの暴力(デートDV)の被害者支援</p>	<p>若年層が当事者となりやすく、潜在化しやすい傾向にある交際相手からの暴力について、若年層に向けて啓発リーフレットを配布するなど潜在する相談ニーズの掘り起こしを図ります。</p> <p>また、学校での相談対応、事案認知時に関係機関との連携により適切・迅速な対応がなされるよう、教職員等学校関係者への情報提供、学習機会の提供等啓発に取り組みます。</p> <p>取組に当たって、相談対応、事案認知から関係機関につなぐ過程において、二次被害が起こらないよう、条例第3条第1項(男女の人権の尊重)の規定に基づき、被害を受けている・受けているおそれのある児童生徒の尊厳の回復を念頭に置き、その心情や状況に対し、受容し寄り添う姿勢での対応に留意し、個人情報の保護と守秘義務の徹底を図ります。</p>	<p>企画政策課 子どもみらい課 市民相談センター 学校教育課</p>
<p>37 相談スキルの向上を図る研修の実施、相談体制の充実</p>	<p>女性相談をはじめあらゆる相談に携わる相談員、職員、人権擁護委員、民生委員・児童委員等に対し、早期発見・二次被害防止・被害認知時における被害者の早期の安全・安心の確保に向けた、関係機関、関係課との適切・迅速な連携による対応マニュアルの周知徹底、個人情報の保護と守秘義務の徹底等相談スキルの向上を図る研修の実施、国・県が実施する研修への参加促進に取り組みます。</p> <p>また、被害者及び相談員等支援者双方の安全が守られ、被害者が安心して相談を受けることができる相談環境と、多様な状況にある被害者の立場に立った相談体制の充実を図るとともに、男性の被害者の相談対応について検討し、国、県等の相談窓口の周知を行います。</p>	<p>子どもみらい課 長寿・障害福祉課 生活福祉課 市民相談センター</p>

<p>38 被害者の生活 再建に向けた支援</p>	<p>被害者の多様な経済的・生活的状況に応じ、生活保護、児童扶養手当、児童手当等各種経済的支援制度や母子父子寡婦福祉資金貸付や生活福祉資金等貸付金制度、保育等各種サービス、住宅確保に関する情報提供・利用支援や、加害者からの追跡等に当たって現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在居住している地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう、市、教育委員会、学校等による支援を行います。</p> <p>また、被害者の経済的自立のみならず、尊厳の回復にとって重要である就労について、関係機関・関係団体等との連携を図り、相談、技能取得等の情報提供による支援を行います。</p> <p>各種制度やサービスの情報提供・利用支援、就労支援等に関わる面談等に当たって、条例第3条第1項(男女の人権の尊重)の規定に基づき、被害者の尊厳の回復を念頭に置き、その心情や状況に対し、受容し寄り添う姿勢での対応に留意し、支援に関わる全ての関係者に対し、個人情報保護と守秘義務の徹底の周知を図ります。</p>	<p>子どもみらい課 学校教育課 建築住宅課</p>
<p>39 「始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的取組</p>	<p>「始良市配偶者からの暴力及び、ストーカー行為等の被害者の保護及び支援のための庁内連絡会議」において、相談対応、事案認知時における関係課・関係機関等との連携状況等対応についてのケース・スタディによる検証や、相談対応等スキルの向上を図る研修の実施に取り組みます。</p>	<p>子どもみらい課 関係各課</p>

重点的に取り組むこと 5

男女の人権の尊重を踏まえた生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提と言えます。

全ての人々が健康を享受できるようにするためには、心身及びその健康について、主体的に行動し、正しい知識と情報を入手できるようにしていくことが必要です。生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することについて、十分に配慮しなくてはなりません。

本市における意識調査で、不安や悩みの有無についてみると、「ある」と回答した人は5割を超えており、その内容についてみると「病気・障がいなど身体の健康について」と回答した割合が約4割と最も高い結果となっています。

女性については、男性と異なり妊娠・出産・更年期等を経験する可能性があることからそれぞれ年代によって心身の状況が大きく変化するため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」概念を踏まえる条例第3条第5項(性と生殖に関する健康・権利の尊重)の規定に基づき、女性が自らの性の自律的主体であることの尊厳が尊重され、健康支援に関わる適切なサービスを受けることが必要です。

また、児童虐待につながるおそれがある思春期における望まない妊娠や、若年期における性感染症罹患率、デートDVに関する状況など性と生殖に関する諸問題が、将来のライフプランに向けた多様な選択の基盤となる心身の健康に影響を及ぼしています。また近年、新型コロナウイルス感染症の拡大による就業や生活への影響も、女性の健康に関わる重大な課題となっています。

一方、男性は、生活習慣病のリスクがある人の割合が高く、長時間労働等と男性中心の労働慣行による心身の健康への影響が心配されます。また、本市における自殺者は男性の割合が多く(令和2年度75.0%・令和3年度54.5%)、その背景には経済や生活上の不安、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)により悩みや問題を一人で抱え込み精神的に孤立しやすい傾向があると考えられます。

男女が、生涯にわたり、性差による身体的特徴や、性別により振り分けられる社会的立場の違いにより直面する健康上の問題について男女共同参画の視点で注視し、条例第3条第1項(男女の人権の尊重)を踏まえる観点からの健康支援に取り組むとともに、その基盤となる性に関する正しい理解を促進する教育、広報・啓発を進める必要があります。

【取組の方向 1】 リプロダクティブ・ヘルス／ライツを踏まえた、妊娠・出産等に関する健康支援

男女共同参画施策	内容	担当課
<p>40 妊娠・出産・育児期における健康支援</p>	<p>妊娠・出産・育児の不安やストレスなどによる産後うつ等の状況改善や、虐待傾向、ハイリスク妊産婦等の早期発見に向けて、早期妊娠届出の勧奨、母子健康手帳交付時における個別相談、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の実施、助産師・保健師による訪問指導等の実施など切れ目の無い支援の充実に取り組みます。</p> <p>取組に当たって、対象となる全ての女性に、相談・支援に関わる情報の入手やサービスを受けることができる機会が確保されるよう、潜在するニーズの掘り起こしを図り、健康診査等により認知される困難な状況について、適切・迅速に個別のアプローチにより対応します。</p> <p>また、相談や指導に当たって、妊娠・出産・育児に関わる不安やストレス、悩み等の背景に、社会における画一的な母親像の影響によるプレッシャー、固定的な性別役割分担意識による男性の育児参画の状況があることの理解を踏まえ、一人一人の多様な状況に対し、受容し寄り添う姿勢で対応できるよう、画一的な母親像・家族像、固定的な性別役割分担意識が助長されることのないよう留意し、これらについて母子保健活動を担う外部の人材に対しても周知を図ります。</p> <p>また、不妊や望まない妊娠の相談対応の充実に図ります。</p>	<p>子どもみらい課 市民相談センター</p>
<p>41 性に関する正しい理解促進に向けた教育の推進、広報・啓発</p>	<p>女性が、生涯を通じて、安全・安心な性生活と健康を享受できることは、女性の尊厳に関わることであることについての理解が、依然として社会全体に浸透していない状況です。産む可能性を有する女性の性に関わる無理解や偏見、男女の性の不平等により、望まない妊娠や被害者の多くが女性である性犯罪等の要因になっています。</p> <p>思春期からの性教育は、望まない妊娠やその後の児童虐待の防止まで効果があるとされています。学校において、性に関する心身の発育・発達と健康、性感染症の予防に関する知識の習得、生命の尊重や自己及び他者を尊重し、望ましい人間関係を構築することの大切さについて、児童生徒の発達段階に応じた性教育に取り組みます。</p> <p>取組に当たって、学校全体での共通理解を図り、人権教育・男女平等教育・キャリア教育と一体的に進め、性に関する諸問</p>	<p>企画政策課 子どもみらい課 市民相談センター 学校教育課 保健体育課</p>

	<p>題が、特に女性の「個人の尊厳」と「個人の能力発揮」に影響を及ぼすことについて、児童生徒の発達段階に応じた理解が深まるよう取り組みます。</p> <p>また、男女共同参画の正しい理解のもと、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康・権利の尊重)の重要性について、市民への普及・啓発に取り組みます。</p>	
--	---	--

【取組の方向 2】生涯にわたる男女の健康の包括的支援		
男女共同参画施策	内容	担当課
<p>42 疾患の早期発見に向けた検診受診率向上、予防等についての啓発</p>	<p>各種がんの早期発見に向けた検診受診率の向上、生活習慣病予防健康相談・訪問指導等で、知識の習得を図る啓発活動を行い、疾患の予防等に関する支援に取り組みます。</p> <p>取組に当たって、多様な状況にある誰もが、情報を入手し、サービスを受けることができる機会が確保されるよう、働きかけを行うとともに、受診率の状況における年代等の動向に注視し、特に、女性においては、子育てや介護等家庭的責任が偏重する傾向を踏まえ、実施日時を考慮するなど配慮します。</p>	<p>健康保険課 子どもみらい課 保健体育課 農政課</p>
<p>43 市民一人一人の健康意識の向上に向けた広報・啓発</p>	<p>健康意識の向上に向けて、健康についての正しい知識と情報を入手する機会が確保されるよう、広報紙への健康に関する記事掲載、健康に関する講座等の実施等広報・啓発活動に取り組みます。</p> <p>取組に当たって、健康であることは、多様な選択による個人の能力発揮が可能であるための基本であり、将来のライフプランや長期的なキャリア形成に影響を及ぼすことを踏まえ、あらゆる世代にわたる健康意識の広がりを図り、情報等の内容に性差や性別によるニーズの違いに対して配慮します。</p> <p>また、学校においても、児童生徒が、健康の大切さを認識し、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力の育成を図る健康教育に取り組みます。</p>	<p>健康保険課 保健体育課</p>

<p>44 男女の身体的差異やニーズの違いを踏まえた健康づくりへの支援</p>	<p>男性は、女性に比べて肥満状態にある人や喫煙・飲酒の習慣がある人の割合が高い状況にあることや、長時間労働など男性を中心とする労働慣行による影響が心身の健康に及んでいることがあることから男女の生活習慣、就労状況や生活環境の違いによるニーズを踏まえ、一人一人が、それぞれの健康状態に応じて適切に自己管理ができるよう、生活習慣病の予防・改善、メンタルヘルスケアに関する情報提供・啓発に取り組み、健康相談の機会を提供します。</p> <p>健康相談の実施に当たって、男性は悩みや問題を一人で抱え込み精神的に孤立する傾向があり、自殺やひきこもりの割合が女性に比べて多い状況を踏まえて、相談の場・機会の情報提供等の方法を考慮することや、自殺の未然防止対策の取組等、個々の多様な状況に対し、受容し寄り添う姿勢で対応できるように、画一的な男性像・職業観、固定的な性別役割分担意識を助長することのないよう配慮します。</p>	<p>企画政策課 健康保険課</p>
<p>45 スポーツ活動・運動を通じた健康づくりへの支援</p>	<p>性別・年齢・障がいの有無等にかかわらず、全ての人が生涯にわたり、心身ともに健康で活力ある生活を送るため、スポーツ活動・運動を通じた健康づくりへの支援に取り組みます。高齢者が自立した生活を続け、地域で暮らす高齢者等が互いに助け合う力を高めるために、スポーツ活動・運動を通じて支援します。</p> <p>取組に当たって、固定的な性別役割分担意識に基づく男女の運動習慣の違いや、障がいのある人や加齢による身体機能が低下している人への対応を配慮します。</p>	<p>健康保険課 長寿・障害福祉課 保健体育課</p>